

一つの城市名」であつただろうことを推定し、従来の諸説を批判したのち、その現位置がグチェン（古城）にちがいないことを論証する。その根拠は（一）第五章にもふれられている「五城」の唐音→マスーディの *K'ushan*→今のトルコ人の *K'ushang*、今の漢人の *Guchang*（古城）という「地名の由来の考察」（二）古城付近における古城址の存在、いわゆる「金満県残碑」の出土その他の「物的な証拠の確かさ」とくに（三）唐代の史書や地志にみえる「道里計測の一致」である。

終章の「東西交通史上における西ウィグル国」では、この研究の成果を概括し、従来のウィグル文化史やウィグル社会経済史の研究の結果を紹介したのち、「それほど高い文化的・経済的な能力をもつウィグル人が、それほど交通の便利な地点にあるビシュバリクを都として、それほどにも長いあいだ、当時の東西二つの世界の間面に大きな国家をたもつていた」とすれば、それは「中世紀の東西交通史の研究に対して、まったく新しい視野をひらくものである」と本研究の成果を意義づけ、今後の研究が天山北麓の考古学的探検・発掘に期待せざるをえないことを述べ

て、結びとしている。

以上駆け足で本書の内容の一斑を紹介したが、それでもすでに割当てられた紙数を超過するありきまで、到底詳しい批評などを加える余裕はない。というよりは、史料の博搜ぶ

り・考証の精緻さ、行論の豊かさなどに圧倒されて、詳しい批評などはできないというのが事実である。ただ、批評めかしい二三の読後感を述べることを許してもらえらるなら、差当つては次のようなことがらを挙げたいと思う。その一つは文体についてである。くだけた口調や多くの批喩によつて、難しい内容が読み易くされていることは疑いない。しかし、それが果して本当に内容の理解を容易にしているかどうかは疑問である。ことに、余りにも現代的な批喩を多く用いていることは、本書のような永久的な性質をもつものにあつては、将来かえつて読者の理解を妨げる場合もでてくるのではないか。第二は、外国語の音写の不統一である。実際には、これだれも完全には避けられない問題ではある。しかし、例えば漢字の場合には通じて可汗であるのに、大カーン・カガン・ハン・ハーン

などと書き分ける根拠は何処にあるのか。第三には、ウィグル族（回鶻）、もしくはトグズ・オグズ（九姓鉄勒）の活動を強調するあまり、かつての鉄勒や西突厥の存在ないしその影響が不当に過少評価されているのではないかということである。

（A5版 はしがき六頁、序章一八頁、本文五七三頁、終章一八頁、地図五葉、系図一、定価一二〇〇円 堯文堂）

——羽田 明——

佐藤進一・池内義資編

中世法制史料集

第一巻 鎌倉幕府法

日本法制史は三浦周行博士や中田薫博士による輝やかしい伝統をもっている。それは社会経済史と相扶けて高次の日本社会史を形作るべき筈であつた。然るに今や歴史家全般に法制史への漠然たる不信はただよい、「伝統的な官府の法律学および歴史学の非学問的性質をもっとも濃厚に継続した」ものという評価^{（永原慶二氏「法史学の方法と課題」）}すら蒙っている。中世法制史に造詣の深い佐藤・池内両氏が牧

健二博士の監修によってこの史料集を刊行された意図は、決してこうした批判に応えようとしたものではなく、主としてより基礎的な中世法制史料の定本の完成を目的とするものである。然し単に史料集とは言ひ、すぐれた問題視角と史料整理の方法が、その史料集にすぐれた学術的価値を与えるのであり、両氏の業績もその意味では中世法制史の不振を打開しようと言う意義を担ったものというべきではなからうか。とは言え今この問題について、論じている暇もないので、先ず本書の内容を紹介し刊行の意義を考えよう。

本書は第一部校本御成敗式目・付録御成敗式目假名抄・北条泰時消息・北条泰時起請（佐藤氏）第二部追加法・池内氏）第三部参考資料（佐藤氏）から成り補註（佐藤氏）及び解題が加えられている。何を以て法とするかについては各人それぞれの考えがあるが、第一部及び第二部の大部分の史料が通常いわれている処の鎌倉幕府法であるから、先ずそれについて記して見よう。

第一に特記しなければならないのは、第二部に見える新しい法制史料の紹介であろう。新編追加以下従来刊本として手軽に利用しう

る追加法は必ずしも少しとしない。然し第二部に収載された七五四ヶ条の追加法中、恐らく二割程度は、従来全く刊行されていなかったもので、その筆頭は近衛家陽明文庫所蔵の近衛家本追加であり、新編追加と共に最も多ク底本として使用されている。条文数三九一ヶ条を数え、所収法規の追加法中最多数を誇るこの史料は嘗て牧博士の紹介された処であるが、「近衛家本式目追加に就いて」法學雜誌四六号、今はじめてその全貌が公にされたのである。のみならずこうした紹介すらされていなかった追加法も収載され、就中東大国史研究室所蔵後日之式条、吉田良兼氏所蔵吉田家本追加は夫々六六ヶ条、三〇ヶ条の追加法を収め、後日之式条に見える仁治三年制定の二九ヶ条、寛元二年制定の十七ヶ条、吉田家本追加所収の傍例（第三部）は、弘長元年の五十ヶ条に及ぶ近衛家本式目追加条々と共に、量の上でも内容の上でも、断然生彩を放っている。

第二に従来鎌倉幕府法の研究者が遭遇した共通の困難は、よしそれらの法制史料が刊行されていたにしても、同一法令が諸本によって異同があり、或は年代を異にし、或は年代を指定し得ぬ点にあった。特に追加法中最も

多く利用された新編追加は、編年的な追加編集の方式を棄て、篇目別に編纂した結果、法令の原形を崩し、或は分載された法令にして年次を失ったものも少くなく、吾妻鏡亦錯脱の多きを免れなかった。ここに編者は最善の底本を選び、諸本との異同を対校して頭註を施し、または是非については「是」「非」「恐是」「恐非」等の所見を加えられ、或は補註欄にその根拠を記したのである。第一部は菅孝次郎氏所蔵（大日本史料所収）が最古の伝本であるが、筆致の奔放と、誤脱の少からぬ理由とによって、これを却け、鎌倉後期より南北朝初期の書写に係る鶴岡本を底本とし、写本・板本・註釈書二種を以て対校された。第二部の底本は各条毎に撰択されているが、ここで使用された典拠史料は六十余種に及んでいる。こうして我々は多数の鎌倉幕府法制に関する諸本を一挙にして見ることができるようになり、またその最も正しい姿を見ることができるようになった。例えば第一部三十五条の菅孝次郎氏所蔵本を今回の史料集（右側の括弧）と対比しよう。

集（右側の括弧）と対比しよう。

（一）雖給度々召文不參上科也（事）

右就訴許狀遺召文事及三ヶ度（猶）不參決者訴人

有理者直可被裁許訴人無理者又可給他人也

この中ゴチック体の部分は、明かに菅孝次郎氏本の誤が今回訂正された誤である。第二部の場合、更に同時に発布された数個の法令にして分解されて原形を失ったものが一括され、年次の諸本による出入や不明なものが補正されている。新編追加にも重出し、発布年次について三種、宛先について二種の異説のあった第二部二〇九条は寛元元年七月七日・加賀民部大夫宛とする新編追加三六二条の説がとられている。かくして周到な考証を経て第二部の七四五ヶ条中、七一八ヶ条が年次を明かにされ、貞応元年から元亨元年にわたって編年的に排列された。確かに編者も言うようにに編年体排列は種々の関心を抱く研究者の共通の利便として最近の史料集が好んで使用する体裁でもあり、また追加集として最も古い伝統をもつ自然の形式でもある。然しその反面新編追加・吉田家本追加の篇目別排列は、それ自体が一つの史料的价值をもつものであり、且つ従来刊行された編年体史料の利便さに伴う不便も見逃すことはできない。この意味で編者が梵辭本新編追加及び吉田家本追加の目録を巻頭条文目次の付録として掲載

されたことは、まことに行届いた処置であると言える。

かくて式目とその追加について、現在知り得る多くの史料が紹介され、その最も妥当な形が示され、年代も明かに、且編年順に排列されるという可能な限りに於ける最も理想的な整理が加えられ、今や学界の共有財産として提供されることになった。

こういった基礎工作の成功に次いで高く評価したいのは、特に第三部参考資料に見られる法制史料についての斬新な問題視角である。ここでは文書の文中に引載された法令の佚文、法令の具体的適用と考えられる御教書等（六十八ヶ条）現存追加集に集められた傍例（三十七ヶ条）を収載するという新しい試みが行われている。法源の六法全書の類別という形式主義に陥りがちな法制史の弊を打破するためには、最近著しく発達した歴史学の他の諸分野、とくに社会経済史との協調を密にし、その成果を摂取すると共に、逆にそれに働きかけて法制史的視角を加え、歴史学の特殊分野の跛行的展開を是正することが必要である。法の中に反映する社会的矛盾、法の適用をめぐる見られる諸階級の対立関係こ

そ、当時の多くの人々の鎌倉幕府法への深い関心を生んだ原因であり、それ故にこそ彼等は式目とその追加について可成の知識をもつに至ったのである。従って史料的に言えば、古文書の中に法の現実的適用を見、生ける法の姿を見出すという研究態度が望まれる。とすればこの第三部はこうした研究には極めて有益であろう。

編者のこのような考は、実は第二部についても見られる。編者は鎌倉幕府法を非常に広義に解釈し、六波羅探題、鎮西探題及びその前身、守護（大友氏）、執権北条氏の発布したものをすべて博搜するという編集方針をとっておられる。これは「鎌倉幕府訴訟制度の研究」以来の佐藤氏の、鎮西探題・得宗被官等についての見解の裏付けを得た方法であろうが、その結果、通常追加法とは考えられない様な史料までも収められた。特に注目されるのは元寇関係の文書類である。文永から正安に及ぶ約四十五年間の追加法は、二八四ヶ条に及び、中約四十ヶ条が古文書を底本とするものであるが、多くは元寇関係史料である。元寇の史料集として、六十余年も前の山田安榮氏の「伏敵篇」しかもたぬ我々は、今

この第二部に、第三部・補註等に収められた関係史料を加えると、かなりまとまった史料集を得ることになった。

補註は第一部については式目の本文校勘上の補足的説明、鎌倉時代の文書に引用された式目本文、第二部・第三部では法令の年次推定理由の説明考証、本文校訂に関する補足的説明、当該法令の直接関係史料が記されている。本文の校勘、年次の推定は第一部―第三部の頭註とあいまって、鎌倉幕府法の正確な校本の作成にあずかるものであり、「貞応嘉禄以後盗賊跡所領事」(二部三五条)の印象的な年次校訂に見られるように、その考証は周到厳密を極めていいる。こういった基礎的操作の中にも、三浦周行、植木直一郎、石井良助諸博士や監修者、編者自身の業績が発展的に継承されており、式目第八条の「当知行」を「不知行」の改竄とする石井説を多くの式目古写本によって否定された点など、石井博士の知行論の本質にも触れる重要な提言である。

補註について更に忘れることのできないのは、幕府法関係古文書が多数収載されている点であり、第三部と共に、中世史家に多くの

示唆を与えるものである。例えば式目第八条に關しては嘉祿四年の追加(第二部九五条)東寺百合文書、高野山文書、香取文書纂が関係史料としてあげられている。

このように本文校訂年次推定といった基礎的事業の上でも、また古文書を利用した視角の斬新さでも本書のもつ学問的価値は極めて高い。前者について言えば、頭註の是非の判別についてその根拠が示されていぬために、十分理解のできぬような点(底本の撰撰(二部五四〇―四三条)、句読のうち方(三部二条)等いくらか不審を感じる点もあるが、それらについては着実綿密な学風を謳われる編者について十分説明の用意もあろうし、また問題が極めて特殊化するから詳しくはふれない。よし編者の考に誤謬があったとしても、業績の偉大さに比すれば、白玉の微瑕というにすぎない。ここに後者の問題、即ち古文書の利用その他一般的な編集方針について筆者の希望を述べておきたい。

編年体には排列されたこれらの史料は、全三部を通じて、承久の乱の翌年貞応元年から、鎌倉末に及んでいる。ここに遺憾に思うのは承久の乱以前の幕府法を全然収めていないこ

とである。編者は編年体配列を研究者共通の利便からと記されたが、筆者もそれが法の展開過程を示す最良自然の方法として、双手をあげて賛成する。然しそれだけに鎌倉初期の極めて重要な時期の法制が示されず、この時期には幕府法が存在しなかったかの如き外観を呈するに至ったことは残念に思う。これについて編者は、当時の幕府法を考える典拠となる吾妻鏡の疎漏誤脱が多く、法令制定に関する記事はあっても法令そのものの引載がないため採用しなかったとされ、貞応以後についても吾妻鏡に法文の引載なく、且これに照応する確実な史料のないものは、一切これを捨てて後考をまつという方針を執っておられる。即ち承久以前の史料を収めなかったのは、編者の極めて慎重な編集方針に基づくものである。唯吾妻鏡の信憑性に疑問があればあるだけに、吾妻鏡の考証による吾妻鏡関係法の収録を今後に期待したいのであり、十分な考証を経ずして将来も吾妻鏡が利用されることとすれば、膚に粟立つ不安を感じるのである。また承久以前の法制の収載をまつて、はじめて承久の乱が法制史的側面から究明される手掛も与えられると思うのである。

なお古文書の利用は、中世史家の法制史への関心を促し、社会経済史との協働によって日本中世史の飛躍的発展の契機が与えられたものとして敬意を表したい。そのことによって多数の鎌倉幕府法の中でも生きた法と死法とが区別され、法の機能をも考えうるであろう。然しこの点になると編者のとられた例示主義では必ずしも十分ではなく、史料の典拠だけでも綱羅的に挙げていただきたいと思う。或は紙幅の都合かとも思うが、式目の規定の趣旨を援用したにすぎぬ史料（第一部）法令の適用に関する史料（第二、三部）が割愛されたのも残念である。収載史料の範囲を拡げることには、法とは何かの問題が関係して来るのであり、第三部が編者の主観によって採否の左右され易い部分であることを記しておられるのもこのためであろう。然し中世社会の総合的把握の一環として法制史を考える筆者は、規定の厳密さにしばられて重要史料を逸するよりは、規定を弛めてでも、多く博く収めていただいた方がと思うのである。

里池内氏はこの一筋につらなり、必ずしも恵まれたとは言えぬ学問的環境の中で、孜々として研究を進められた。佐藤氏は「訴訟制度」を著して出陣され、敗戦の祖国にかえって、学問への欲びと、前途への不安の中で、「守護制度」を著された。学問を顧みる暇もなく、法制史の一顧だに与えられぬ世情の裡に、両氏の学問は文通によって結ばれた。知己を得た希望と前途への決意が、両氏のきびしくも静かな求道の情熱として燃熱した事であろう。あとがきには極めて淡々たる文字が連ねられており、大袈裟に両氏の心事を付度することは非礼かとも思うが、筆者の与えられた深い感銘のままにここにこの様な事を記したのを寛恕され度い。

両氏の大事業を拱手傍観し、最後に虫のいい注文だけをつけたが、かかるすぐれた史料集の続刊も、両氏のすぐれた見識と熱情とを以てはじめて可能となる事を思い、第二部分国法及び豊臣織田氏の法制、第三部公家法本所法座法村法のつづがなき続刊をお祈りすると共に、この事業に対する学界あげての協力が必要であると思う。更に今一つの重要な協力の方法は、この史料集を十分に利用させていただき、中世法制史を發展させて行くことである。鎌倉幕府法についての多数の異本を一巻に収め、文書記録をも加えて立体的に構成された、いわば鎌倉幕府法のハイファイ盤が、或は勇壮に、或は悲痛に鎌倉時代の苦悩を奏するとき、心ここに非ずして聴きとり得ぬとすれば、それは聴衆の罪なのである。（A5四五一頁、口絵写真七葉、岩波書店）

——上横手雅敬——

執筆者紹介

村田 数之亮	大阪大学教授
米 倉 二 郎	広島大学教授
富 岡 次 郎	京都大学文学部 学研究所助手
佐 藤 長	京都大学助教授
石 田 善 人	京都大学大学院 特別研究生
羽 田 明	京都大学教授
上横手雅敬	京都女子大学講 師